

入院中の皆様へ

あなたは必要な医療を受けるために入院されていますので、病院の職員から説明を受けたり、待遇を改めてくれるよう要求することができます。これらのことは、法律で保障されています。

もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。

あなたの要求が受け入れられなかった場合、また、入院や処遇に納得がいかない場合は、都道府県知事や人権擁護機関に申し立てることができますので、下記にお問い合わせください。

○長崎地方法務局佐世保支局（住 所）〒857-0041 佐世保市木場田町2-19
（電話番号）0956-24-4850（平日：時間帯9:00～17:00）
※上記時間帯以外は留守番電話で対応しています。

○長崎こども・女性・障害者支援センター（住 所）〒852-8114 長崎市橋口町10-22
（電話番号）095-847-0046（平日：時間帯9:00～17:00）
※上記時間帯以外は留守番電話で対応しています。

鈴木病院
院長 鈴木治徳